



全国统一防火標語

## 「消したかな」あなたを守る合言葉

# 秋の火災予防運動

11月9日～15日

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災の発生を防止するとともに、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、また、財産の損失を防ぐことを目的に全国的に展開されます。

### 猶予期限が近づいています 住宅用火災警報器の設置は お早めに！

平成16年6月に消防法が一部改正されたことにより、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

新築住宅では既に設置が義務付けられており、既存の住宅についても平成23年6月1日までに設置しなければなりません。

「まだまだ時間があるから」「もつすこし考えてから」ではなく、火災はいつ起きるかわからないため、まだ設置しておられないご家庭は早めに設置しましょう。

### 住宅用火災警報器Q&A

Qなぜ設置しなければいけないの？

A住宅火災で亡くなった人の大半は、逃げ遅れが原因で命を落としています。住宅用火災警報器を設置していれば、万一火災が発生しても、煙や熱を感知して火災を知らせて

くれますので、すばやく避難ができ、自分自身や家族の命も守ることが出来ます。

Qどこに付けなければいいの？

A寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも必ず設置します。取り付け位置は原則として天井または壁に設置、階段も同様に取り付けてください。

Qどんな種類があるの？

A大きく分けて、煙に反応するタイプ(煙式)と、熱に反応するタイプ(熱式)があります。寝室や階段に設置が義務付けられているのは、煙式の住宅用火災警報器です。また、1か所で火災を感知すると住戸全体の警報器が警報を発する「連動型」もあります。

### 悪質な訪問販売で 注意しましょう

消防職員を装って住宅用火災警報器を売り付け、高額な請求をするケース等があります。怪しいと感じたらその場ですぐに断りましょう。

### 問い合わせ

甲賀広域行政組合消防本部予防課  
水口消防署  
水口消防署土山分署

☎63-7932 ☎63-7940  
☎63-1119 ☎63-7941  
☎67-1199 ☎67-1700

甲南消防署  
甲南消防署甲賀分署  
信楽消防署

☎86-3119 ☎86-0719  
☎88-7701 ☎88-7702  
☎82-0119 ☎82-3977

## あきらめないで多重債務 ~正しい知識で早期に解決~

リストラや仕事がないなどで、生活のため、消費者金融などでお金を借り、返済困難な状態や、多重債務に陥っている人がいます。

平成22年6月から上限金利が引き下げられましたが、それ以前に借りていた場合、利息制限法の上限金利(最大年20%)を超えた利息で借りて返済している場合があります。

高金利で借りていると利息だけを返済している状況になり、いつまでたっても元金が減りません。また、利息制限法を超えて借りている場合には、払い過ぎになっているお金を取り戻すことができる場合があります。消費者金融等にお金を借りている場合、もう一度利率を確認してください。

### 多重債務に陥っても、 必ず解決する方法があります。

~多重債務、4つの解決方法~

#### ●任意整理

弁護士や司法書士に依頼し、利息を再計算し、今後の支払い計画を作り直すこと。取引期間が長期であれば、借金がなくなったり、過払いになっているお金を取り戻したりすることができます。

#### ●調停による整理

簡易裁判所で自らが手続きすることで、費用をあまりかけずに借金の減額ができます。業者との交渉は、簡易裁判所の調停委員が行い、解決します。

#### ●個人再生

一定の収入がありながら、借金が多額なために支払不能に陥る可能性がある場合、借金の一部を3年程度支払うことで残額の支払いが免除される制度です。持家を手放さなくても借金整理ができます。

#### ●自己破産

裁判所に破産の申し立てをし、裁判所の審理によって破産手続きが開始され、不動産・自動車・生命保険などの財産は換価処分して返済にあてられます。

それでも返済しきれない借金が残る場合は、免責(借金を免除してもらうための手続き)を申し立てし、免責が決定すると借金の支払い義務はなくなります。

詳しくはお問い合わせください。